

## 【単位取得期間（認定期間）を延長した場合の基本的考え方】

出産・育児、病気、新型コロナウイルス感染症の影響等により、長期間研修会に参加できない場合、所定の手続きを行っていただくことで、その期間を単位取得期間（認定期間）から除外し、その期間分を当初の取得期間（認定期間）の満了日以降延長させることができます。

※期間の延長を申請後、当初の満了日までに単位の取得ができた場合は、当初の満了日の後1ヶ月以内に更新手続きを行ってください。

※延長期間の途中で、必要単位が取得できた場合は、延長後の満了日を待たずに申請することが可能です。

その場合の更新期間は申請に必要な単位を取得した日から1ヶ月以内となります。

※新型コロナウイルス感染症の影響による場合の期間延長は、原則1年間とします。（2020年度本学「生涯研修認定制度」特別措置等による）

※正当な理由なく、定められた期間内に更新手続きを行わなかった場合は、認定が取り消され、再度新規の申請が必要となります

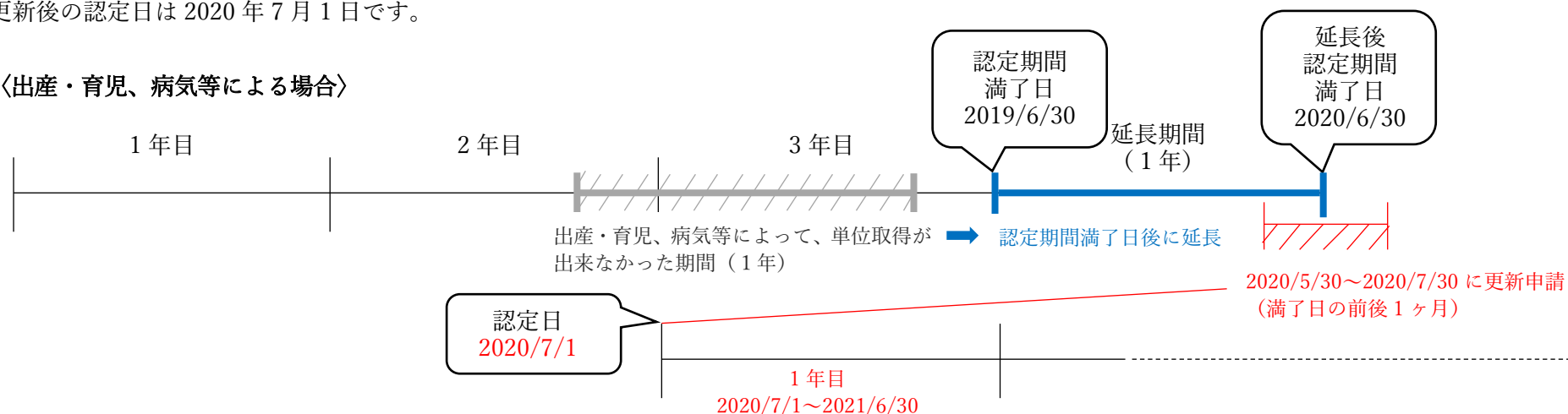
### ■例：2019年6月30日が認定期間満了日の方で、1年間の取得期間（認定期間）延長が承認された場合

・延長申請承認後の取得期間満了日は当初の認定期間満了日から1年後の2020年6月30日となり、

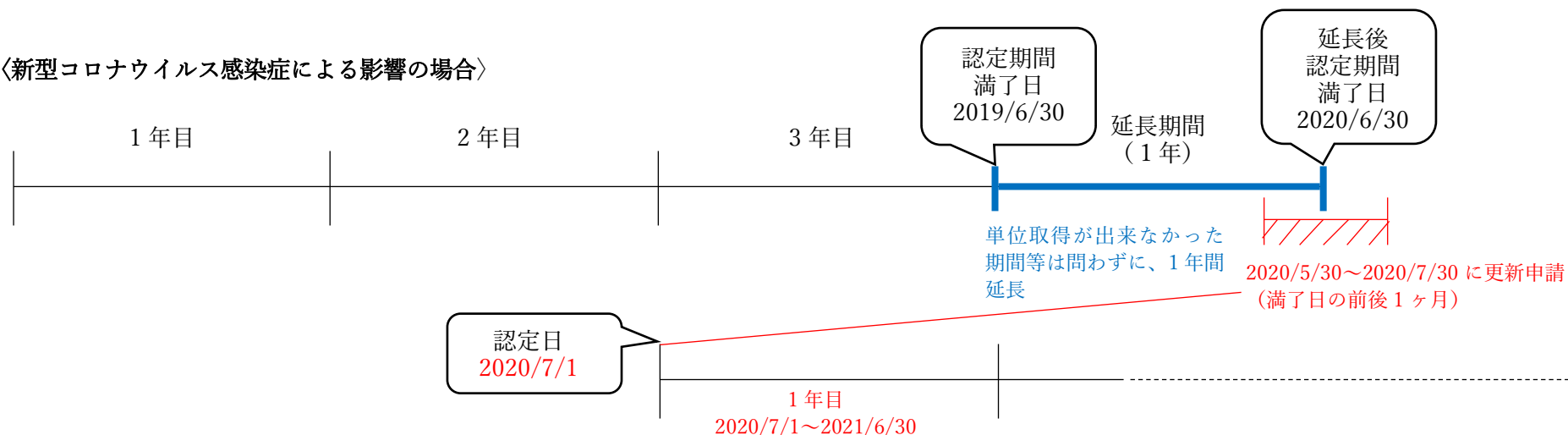
更新期間は満了日の前後1ヶ月の2020年5月30日～2020年7月30日となります。

更新後の認定日は2020年7月1日です。

#### 〈出産・育児、病気等による場合〉



#### 〈新型コロナウイルス感染症による影響の場合〉



- ・ 延長期間の途中で必要単位数が取得できた場合は、2020年6月30日の満了日を待たずに更新申請が可能です。  
その場合の更新期間は、申請に必要な単位を取得した日から1ヶ月以内となります。  
更新後の認定日は、申請書に記載の申請日（申請書記入日）です。（申請日が2020年4月25日の場合、認定日は2020年4月25日）

